

京都市消防局訓令甲第3号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

平成21年12月28日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

第32条の見出し中「一部委託」を「一部委託等」に改め、同条第2項中「は、防火管理業務」の右に「又は防災管理業務」を、「対し、防火管理業務」の右に「及び防災管理業務」を加え、「防火管理業務受託法人等教育担当者講習」を「防火・防災管理業務受託法人等教育担当者講習」に改め、同条第3項及び第4項中「防火管理業務受託法人等教育担当者講習」を「防火・防災管理業務受託法人等教育担当者講習」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局予防部)